

第2回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年3月8日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

栗津宣之, 加納航治, 川嶋孝子, 新村 章, 高田光雄, 中西和之, 中西たえ子,
山本晃生, 脇田喜智夫, 保倉 裕, 大山隆司, 蒲原範明

(事務担当者)

原田一男, 里川幹雄, 長路基樹, 新見雅信, 園田恭弘, 大槻信夫, 石田和義,
嶋田泰彦

4 議事等

- (1) 第1回委員会で出された意見の検討結果(経過)の報告
- (2) 京都地方裁判所の概要説明及び「簡易裁判所の手続案内」についての説明
- (3) 意見交換「簡易裁判所の手続案内」
- (4) 次回の予定等

5 議事(■委員長, ○委員, ◆事務担当者)

- (1) 開会
- (2) 席上配布資料説明
- (3) 新たに委員になった方の紹介
- (4) 所長あいさつ
- (5) 前回の意見交換についての報告
- (6) 京都地方裁判所の概要説明

(7) 「簡易裁判所の手続案内」についての説明

(8) 意見交換（「簡易裁判所の手続案内」）

- 正面玄関ホールの案内板には、点字があって視覚障害者に配慮されているのはいいが、文字が非常に小さくて判読するのが難しいように感じた。

視覚障害者への配慮ということで言うと、正面玄関は、非常に大きな吹き抜けがあり、開放感があっているが、いろんな音が反響して視覚障害者にとっては何が必要な音の情報かがわからないという状況になるように思われる。実際の視覚障害者の利用ということが必ずしも十分配慮されていないという感じがする。

電話による案内の中で「地裁」、「簡裁」という言い方をされていたが、一般の市民は、音で聞いても、多分、何のことかわかりにくいのではないか。

シナリオに基づく説明は非常にわかりやすかったが、手続によって利用者が施設内をあちこち行かないといけないと思った。最近の病院は、大きな建築計画の変更とかサービスシステムの改革というのがあり、患者を顧客という目で対応していこうということで、できるだけ1カ所で適切に対応してもらえるような形（ワンストップサービス）に持っていくためのさまざまな工夫が行われている。

そういう観点で見ると、裁判所と一般の行政のサービスとは少し違うところがあると思うが、全体としては在来的な公共建築のサービスのシステムというのに非常に近い形だと感じた。

パワーポイントによる説明の中にも何度か出てきたが、中立公正ということがハードルになって、利用者が決定するための情報・説明というのが最終的に得られないことが多いのではないか。

国民がどの手続を採るかを考えるときに、過去の事例でどういうものがあつたのかということをお教えしてもらえるとかなり重要な判断基準になると考える。また、過去の事例をユーザーが簡単に検索できるようなシステムがあるとユーザーは自分の能力で判断できると思う。

- ◆ 先ほどのパワーポイントの説明では、時間の関係で省略して説明している。現

実には、貸金とかの請求事件でも受付の対応時間が大体平均40分ぐらい時間を要しているケースが多い。手続の説明をする際には、事件の内容とか紛争の背景、相手方の住所等、紛争の内容についての概要を聞かせていただいてから各種手続の特徴、メリット、デメリットを説明した上で、申立人にどの手続を選択していただくのかを決めてもらっている。

裁判所に相談に来られた方に対しては、なるべくご本人で申立てをしていただくための手続の相談であるという前提を説明させていただいて、紛争の概要等をお聞きして手続の説明について、余り専門用語を使わずに、正確性を害しない範囲でわかりやすい言葉で説明するように心がけている。

ただ、中には法律事項にかかわる相談をされるケースがあるので、その場合には、受付相談の限界について説明をして納得していただくように努めている。

- 中立公正というところは、裁判所の立場から言うと、そういうふうに言わざるを得ないようなところがある。相談に来られる方は自分のサイドから見てどんな手段をとったらいいかということが知りたいということで来られるので、そういう場合は、自治体や弁護士会がしている法律相談の方が受け持つことになると思う。

ただ、弁護士がいない地域の裁判所の窓口相談は、非常に重要な役割を持っている。裁判所以外に法律関係の相談をするところがないということで、そういうところの裁判所の窓口の方は大変な負担があるかと思うが、一生懸命やっただいていてと思う。

この窓口相談というのは、裁判所の職員の方の立場に立つと本当に大変であると思うが、むしろ職員の補充とか窓口相談に当たる方をできる限り養成するということを考えた方がいいと思う。

- 新庁舎を設計されたときに、美観と利用者本位という点について、多分美観を優先されたのではないかと思う。いずれの看板も遠くから読めないし、近寄ってもなかなか読めない。特に1階のいったところは非常に利用しにくいと感じた。

病院では、多分内科とか外科とかによって導線が色分けされていたり、途中で看板が出ていたりするが、京都地裁では一切ない。美観との調和は必要であるが、利用者が利用しやすいように何か検討する必要があると感じた。

もうひとつは、守衛がインフォメーションカウンターにいて案内も守衛がやるというご説明だったが、ちょっと守衛には聞きにくいと思う。案内は女性がするのがいいと思う。インフォメーションカウンターはホテルで言うところのコンシェルジュ（注：ホテルの案内係。旅行の相談、イベント情報の紹介、交通機関の予約など幅広いサービスをする。）のような役割ではないかと思う。そこへ行ったら、何でも聞けるかなという聞きやすい雰囲気づくりというのが大事だと思う。

- 問題を抱えて裁判所に来る方はやはり敷居が高いと思う。先ほど裁判所に親しんでいただくとか、職員を地域にとかいう話が出ていたが、そういうことよりも受付相談窓口の充実と裁判所に対する見方がほぐされるというぐらいの受付の対応をお願いしたい。

それから、現実にどれだけの待ち時間があるかは分からないが、少しでも待ち時間を少なくするという努力をしていただきたい。

先ほどの説明で、調停の結果、相手が支払わないときには強制執行の申立てをする必要があるという説明があったが、調停の結果というのは何の効力もないのか。相手方が支払わない場合には、裁判所の方から相手方に何らかの働きかけというのはないのか。

- ◆ 京都簡裁の民事受付では、1日平均で約30人程度の相談者がある。ただ、この数字は天候や曜日、時間帯によってかなり変動がある。大体午後3時以降は混雑するときが多いが、多い時間帯でもお待たせする時間は10分ないし15分ぐらいである。それ以外の時間帯については、すぐに対応できるような体制をとっている。
- ◆ 調停調書ができると、全く判決と同様の効果がある。判決をつくる過程と強制執行する過程は別立てになっている。今の法律の構成上、別の手続にならざるを

得ない。簡裁であれば、支払督促で仮執行の宣言をつければ、即時そのまま強制執行にいけるという形になっているが、それでも強制執行の申立てはしなければならぬ。

- 私も看板が小さいと感じた。それともう1つは、インフォメーションルームに入ってみたが、入口を向いて座るようになっていたので入りにくい。看板もインフォメーションルームというのが小さくガラスに書いてあるが、見にくいと思った。

なかなか難しい問題があるだろうと思うが、今日パワーポイントでなされた説明を一般の待合のところあたりでパソコンで見られるというような形であれば、非常に親切であっていいのではないかなと思った。

裁判所でも病院のように初診というのがあってもいいのではないかなと思った。まず、相談に来て相談内容を言えば、それはここですよという案内をしてもらえるとこの部分もあったら、さらに次につなげていけるのではないかなと思った。

ただ、調停室等の看板が小さいのは、そういうところに入っているのが後ろめたいという気持ちもあると思うので、私は逆に小さくていいのではないかなと思う。

それから、インフォメーションルームにはリーフレットがおいてあったが、例えば、受付の守衛のカウンターや庁舎に入ったところにも何か簡単なリーフレットがあればいいかなと思った。

ただ、感心したのは、正面の入り口も当然であるが、南の入り口にも車いすが置いてあった。これはさすが裁判所だなと思った。

- 設備を見せていただいて非常に開放的な感じがしたが、例えば簡裁の受付の相談窓口とかは、逆に見え過ぎて相談しているのをたまたま相手方に見られたとか、特にドメスティックバイオレンスなんかで相談に来たときに配偶者に見られるおそれがないのか気になった。

申立書を書く場所も、何か廊下で書いているような感じがした。つい立てを置くとかブースにするとかという工夫が必要ではないか。

私も一回相談に行ったことがあるが、受付の対応はすごく丁寧で感心したことがある。

- やはり大変難しい言葉が多いと思う。漢字ばかりという気がした。

当事者は漢字ではなく平仮名で相談をしにくると思うが、受付に40分もかけて丁寧にかみ砕いて説明しているということを知って大変安心した。

相談する場所は、個室か、ブースで対応をする必要はないのか。小さな仕切りがあったようだが、隣の方の声が聞こえるのがちょっと気になった。

それから、銀行のように順番札をつくっているのは、とてもいいことだと思う。

相談者が外国人の方の場合はどのように対応しているのか。

- ◆ 今、簡裁の民事の受付の部屋には、3つに区切られたローカウンターを用意している。相談内容によって相談者のプライバシーを尊重しないといけないケースは、廊下の奥に個室の相談室がある。ローカウンターで席が足りない場合には、空いている和解室で受付相談をすることもある。

外国人の方については、中国からの留学生の方が最近多い。ただ、英語を話せる方も多く、職員で英語の比較的得意な者に応援を頼んだり、筆談とかリーフレットを積極的に活用して説明をするとかなり通じるケースが多い。

- インフォメーションのことをある委員がおっしゃっていたが、守衛の人は、とても誠実そうで優しくそうな方で、漢字ではなく平仮名でしゃべっても受けていただけるような印象を持った。案内者は別に女性でなくてもいいのではないかな。
- 事前にもらった資料は、非常によくできていてすばらしい。しかし、当事者はこれだけの資料をどうして集めるかというのが問題だと思う。インターネットで調べてみたが、検索していくときの流れがぶつぶつ切れているので、これだけの資料を集めるのにあっち行ったりこっち行ったりしないといけない。また、最高裁のホームページに入るのに、「最高裁」で検索した場合と「最高裁判所」で検索した場合と、「裁判所」で検索した場合と、それぞれ出てくるトップページが違う。トップページが違っていると、そこからアクセスしていく手順がそれぞれに違う

ので、相当悩むと思う。この辺を少し整理すれば、あとは非常によくできているのでいいと思う。

ホームページ上のタイトルが分かりにくい。タイトルだけでは、どういう情報が記載されているのか、分かりにくいときがある。

当事者が書類を書くカウンターに書式例があればいいと思う。

それから、職員が働いているスペースがちょっと狭いのではないか。

◆ 最高裁判所のホームページが検索する名称によって検索結果が異なるという点については、確認させていただいて、上級庁にも報告をして、検討したい。

◆ 職員のいる部屋が非常に狭いのではないかという点については、国の施設は、一定の時期を基準にして必要のスペースを確保しているが、例えば、簡裁で扱う訴額が4月から拡大されるに伴って事件がふえれば、簡裁の職員の増配置を検討しなければならないというような事情により、だんだんと狭くなっていくというのも事実である。

○ かなり本質的な問題として、簡易裁判所あるいは相談を充実するということと、弁護士さんの仕事との関係みたいなものがあると感じる。例えば弁護士は、訴訟に比べると簡易裁判所の相談とか調停には、ずっと出てこられないということだった。そうすると、利用者は、弁護士がいれば弁護士にお願いする仕事を先ほどの相談コーナー等で自らその情報を得るということになっていると思う。相談業務と弁護士との関係についてはどう考えたらいいのか、もう一つ釈然としない。

一方で調停で弁護士が入ると、調停委員は一生懸命社会のためにと頑張ってやっているのに、弁護士に調停委員の人格そのものを否定されるような非常に物すごいことを言われ、行くのが嫌になるというようなことも聞いたことがある。

裁判所と弁護士の役割の関係というものについてももう少し納得したいと思っているので、そのあたりを説明していただきたい。

◆ 裁判所と弁護士の役割の関係は、訴訟の本質的な問題にかかわってくると思っている。簡易裁判所に来られる方の相談は、売買代金とか貸金とか敷金返還、物

損による交通事故の損害賠償請求とかといった比較的類型化しやすい事件の相談が多く、そういう事件に関しては最高裁判所で定型の申立書式を作成している。京都簡易裁判所独自でも、よくある請負代金とか、解雇予告手当の請求という書式は用意しており、年月日とか金額等を入れれば申立書式が作成できるようになっている。

ただ、どういう実態、権利に基づいてそういう請求ができるのかというのがもう一つよくわからないケースとか、まさに法律上の問題についてご相談されたりした場合には、弁護士会とか自治体等が主催している法律相談があるということ情報を提供させていただいている。

- 事前に弁護士に相談した人が来るのが多いのか、あるいは弁護士には相談しないで裁判所に来ておられるのか、そのあたりは窓口当たっていてどうか。
- ◆ 直接、簡易裁判所の窓口に来られる方もいるが、事前に相談機関を経て来られる方が多い。

例えば、他の相談機関を経て来た当事者については、また法律相談を紹介するとたらい回しにしてしまうことになるので、申立て意思が確かな方については、申立てまで至っていただけるように対応するように努めている。

- 裁判所と弁護士との関係というのは、非常に難しい問題であるが、法治国家は、だれもがすべて平等にアクセスできるということが建前になっている。現実にはそれとかなり乖離した状況が特に日本では長い間、続いてきた。今度の司法制度改革というのも一つそのところをどう社会の動きに合わせて変えるかという点が主眼なんだろうと思う。今度の国会でいわゆる司法ネットに関する新しい法律ができるが、それは法情報の国民に対する支援というのが一つ狙いになっている。

それと、簡易裁判所は、戦後新しくできた制度であるが、庶民の駆け込み寺という民衆の裁判所と治安面の役割を担う裁判所という2つの顔を持っている。治安面の役割を担う裁判所というのは、憲法は令状主義といって、捕まえる前に必ず裁判官が出した逮捕令状がなかったら捕まえないという制度が新しくでき

たが、その令状を発付する裁判所としての役割であり、そのために、簡易裁判所が全国に設置された。

民衆の裁判所としての面は、実はだんだん後退している。簡易裁判所の本来のあり方としては、そういう当初の発足の理念にできる限り立ち返るということが大切なことではないかと思う。

裁判所に相談に行く場合には、当事者は、まず一番物理的に距離の近いところに行こうとするので、数が多い簡易裁判所に行く可能性が高い。よって、簡易裁判所に置くリーフレットは、簡易裁判所の説明だけではなく、家庭裁判所や地方裁判所についてトータルに説明されているものが必要だと思う。それから最高裁事務総局と書いてあるリーフレットばかりであるが、非常に抵抗を感じる。やはり伏見簡易裁判所なら伏見簡易裁判所のリーフレット、京都簡易裁判所のリーフレットというものはあってほしいと思う。

サンフランシスコの裁判所に行ったことがあるが、そこはじゅうたんのかかっているような一番メインの部屋が子供のおもちゃがいっぱい置いてある託児所になっている。それから、一番お金をかけてつくられたのが陪審員の部屋である。そこにはパソコン等の設備が置いてある。特に陪審員は利用者のシンボルみたいなところがある。裁判所の親しみやすさというのは、建物の親しみやすさとかなり表裏一体のところがあって、特に庶民の駆け込み寺になるような裁判所の場合は発想を今までとかなり大きく変えて、今までの延長線上でない形で考えることが大切ではないかと思う。

差し当たりすぐ改善できる点としては、何人かの委員から指摘のあった文字の小さい案内板がある。名古屋の簡易裁判所は、簡易裁判所は民事受付センターと大きな字で書いてある。それで、それぞれデスクごとに調停とか、保全とか、支払督促とかが分かりやすく出ている。

簡易裁判所は、人口的には過疎と言われているようなところが非常に重要である。峰山の簡易裁判所とか、南部の伏見の簡易裁判所は新しくできた本庁とは違

った雰囲気、昔ながらの雰囲気を持っている。できれば、委員会で峰山の簡易裁判所へでも見学ツアーに行ってみたらどうかと思う。国民の声というか、余り意見が出せないような人たちのところも一回様子を見て、考えていくということが大切ではないか。

- ◆ 裁判を起こす場合は訴状という書面を書いて、当事者の表示とか請求原因をきっちり記載する必要があるが、簡易裁判所については口頭で訴えを起こすことができるという規定があり、また、訴状の請求原因にかわって紛争の要点を書けば足るという規定がある。その紛争の要点というのは法律的に整理し直した請求原因とまではいかないけれども、争いの事情がわかるようなことを書けば足りる。当事者が口頭で訴えを提起したいということで窓口にくると、書記官は口頭起訴調書というのを作成する法律的な義務がある。

しかし、事情を聞いて口頭起訴調書をつくるとなると非常に手間暇かかるので、あらかじめ紛争の内容に応じてチェック方式で記載できる定型的な書類を準備している。裁判所では準口頭受付と呼んでいる。その準口頭受付を簡易、迅速に処理できるようさまざまな書式を準備している。記載の方法も一緒にお渡しするようにしている。

- 裁判所でBGMのようなものを流してみてもどうかと思う。裁判所にBGMが要るかという議論あるかもしれないが、神経を休める音楽もいろいろ出ているので、そういうものが今後導入されるということがあってもいいんじゃないかと思った。
- 今まで聞いていて、そのとおりだという意見もあったが、恐らく京都地裁だけではどうにもならないというような部分が結構あるんじゃないかなという気がしている。

例えば、リーフレットにしても、最高裁事務総局でつくられたものが恐らく全国一律に回っていると思うし、この新庁舎の設計等にしても恐らく上級庁から指示があったと思う。受付とか守衛の問題についても上級庁の方である程度全国一

律で決めているのではないかという気がしている。

「民事訟廷事務室」という表示をどうして「受付」という表示にできないのかということも、恐らく全国一律に「民事訟廷事務室」という表示になっているのではないか。すぐ分かるところに受付と書いてあれば、守衛に聞くよりも、まず、そちらに行くのではないか。

簡易裁判所には非常に悩んでいる人が来るところであるが、窮鳥懐にいくんばというような気持ちで書記官等が対応しているということなので、その辺は安心した。

- 簡裁の手續関係について、非常に丁寧に説明をしてもらってよく理解できた。簡裁の職員は、非常に丁寧に対応をしているようで、受付の状況を見ても結構何人もの方が相談に来て、その手續が進められているということについて非常に感心をした。弁護士等が手續に関与するのが当然だという感じを持っていたが、結構裁判所だけできちんと手續を進められているなどと思った。

各委員の方々の意見をお伺いして非常に示唆に富むお話が多く、丁寧に「あそこに部屋があります。」、「ここに部屋があります。」と説明するよりも、ワンストップでできないのかという発想の転換とか、例えば書類を書く場所等についても、プライバシーに配慮した心遣いが必要ではないか等、非常に示唆に富む意見が出されたと思った。

- 資料を読ませていただいて、訴訟の書類は大体はわかったが、やはり、かなり司法独特の難しい言葉が使われている。例えば、送達という言葉は普通は使わないので、ちょっと難しい言葉は下に説明を入れておいてあげればいいと思う。また、京都地裁のホームページからダウンロードできる訴状説明の付属書類の中に「全部事項証明書（土地、建物）」と記載されているが、これはどういう書類か。
- 登記簿の写しを取るときに登記簿原本の内容をすべて謄写して作った登記簿謄本と一部を抜き書きして作った登記簿抄本というのがあったが、コンピューター化してから登記簿謄本のことを全部事項証明書と言っている。

○ これは法律用語辞典にも載ってない。こういうところの一つ一つがひっかかってくると、「面倒くさいな、25万円ぐらいだったらもういいや。」という気になってくるといふ気がした。

■ ありがとうございます。

今日は裁判所、特に簡易裁判所に絞って業務内容、それから現実のありよう等を説明しながら皆様のご意見をいただいた。ハードの問題、それからソフトの問題両面にわたるが、ハードの問題については、取り組むべき指摘をいろいろいただいた。ソフトの問題についてもいろいろ工夫はしているが、例えばこの電話案内について、果してどれだけの人が知っているのかということが問題であり、それをいかに国民の方々に周知していくかというのが課題だと思っている。裁判所としては、いろんなことをやっているが、それが広く伝播されてないという状況にある。

どなたか、何かいい知恵はありませんか。

○ 税務署は申告の直前に税を知る週間を設けて、一般的にいろんな相談に応じるというようなこともやったり、その間にラジオ、テレビを使ってPRをするというようなことで、一定の広報予算をとってそういうことをしている。それから、広報官がラジオに出演されて、いろんな情報を、利用しやすいような情報をリスナーにお届けするというようなことをしている。やはり、ある程度広く周知しようとする、若干の広報予算は必要なのではないかと思う。

■ 裁判所も憲法週間とかそういった特定の日のときにはやってるが、なかなか難しい。

○ やむにやまれぬ状況になれば、どうしても裁判所なりにアクセスしてくると思う。それよりも泣き寝入りしている一般市民はたくさんいる。隣の犬がワンワン吠えるとか、違法駐車について警察に言っても、警察官は、相手にも生活権があるから何もできないと言う。しかし、実際には消防車とか救急車も通れないように道に違法駐車しており、非常に危ない。

泣き寝入りしている人は数多くいるが、簡易裁判所に行けば何とかなるということを、ぜひ大々的に全市民に知らせてほしい。京都市が、昔の歴史をつぶしながら普通の町になってきてしまっているというのも、そういう泣き寝入りのところもあると思う。このリーフレットを読んでも、我々に実際に身近に関係するようなことばかりなので、これはぜひ宣伝したいいただきたい。

リーフレットの漫画は絶対よくないと思う。京都市とか、いわゆる行政とか公的機関がつくる漫画はいつもこうである。これはおもしろくない。これでは読まないと思う。その辺を考えながら広報していただいたらもっと広がるのではないかと思う。

それから、主婦の方は、市民新聞を非常によく読んでいるので、そうところに宣伝すればかなり効果があると思う。

- 弁護士会もいろんな広報でいかに費用をかけないで、効果的に行うかについていつも知恵を絞っている。例えば、自治体のいろんな窓口でリーフレットをできる限り置いてもらい、そういう作業を何年も積み上げるということをしている。その中でようやく浸透していくという感じがしている。

それから、専門用語の問題とか簡易裁判所手続と言われても、なかなかわかりにくいと思うので、裁判所の担当者も含めて希望者でこの委員会の合間に勉強会を行ってはどうかと思う。裁判所の方もできれば年間ぐらいでテーマを決めていただいて、それにあわせて不十分なところを補うというようなことをしてはどうか。それから、先ほどのような見学会を本庁以外でも企画していただきたい。

- 今日、皆さんから出された意見については早期に実現できるもの、ある程度時間が必要なもの、それから京都地裁限りでは実現できないものと分けられるが、取り組み状況については適宜皆さんに報告させていただきたいと考えている。

6 次回のテーマ

未定

7 次回期日等

次回（第3回）は6月末から7月

第4回は11月